

平成27年11月4日
農 林 水 産 部
(水 田 畑 作 課)

米の全量全袋検査における詳細検査の結果について

米の全量全袋検査においては、ベルトコンベア式検査機器等によるスクリーニング検査でスクリーニングレベルを超過した場合、ゲルマニウム半導体検出器による詳細検査を実施することとしています。

今回、下記のとおり詳細検査を実施しましたので、お知らせいたします。

記

1 検査対象及び点数

いわき市の農家が生産した玄米 1点

2 検査結果等

詳細検査の結果、基準値以下であった。

なお、今回検査対象となった米は、ふるい下米（調製過程で生じた粒径の小さい玄米）であったが、1袋のみが特異的に高い値を示しており、玄米の調製作業中に放射性セシウムが付着する「交差汚染」の特徴を示していたことから、玄米表面を水洗後に検査を実施した。

検査結果については、別紙のとおり。

3 その他

当該米袋は、生産者が廃棄する予定のため、市場には流通しません。

<お問い合わせ先>

福島県農林水産部水田畑作課 松浦
電話：024-521-7359 内線：3201

緊急時モニタリング検査結果について(福島県・穀類)

放射性セシウム
1品中
100Bq/kgを超えるもの0品

No	場所	採取日時	試料の種類	検査結果	
				セシウム-134 Bq/kg	セシウム-137 Bq/kg
1	いわき市	H27.11.2	玄米	6.67	25.1
				合算値 Bq/kg	32

食品衛生法における一般食品の基準値 セシウム:100Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

※合算値:セシウム-134とセシウム-137の合算値については、有効数字2桁(上位から3桁目を四捨五入したもので記載しています)。